ID:　36

担当部署:　教育委員会事務局 教育部 教育統括室 管理課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市立学校使用条例　第5条第1項
例規番号	昭和27年条例第9号

【根拠条文】

第5条　使用を許可された者は次の種別により使用料を納付しなければならない。

種別	使用料		
	昼間 自午前8時 至午後5時	夜間 自午後5時 至午後9時30分	昼夜間 自午前8時 至午後9時30分
講堂			
A(精小、宮小)	3,600円	4,800円	8,400円
B(その他の学校)	2,400円	3,600円	6,000円
遊戯室	1,800円	2,400円	4,200円
教室その他の室1教室につき	1,440円	2,160円	3,600円
校庭	午前　1,200円 午後　1,200円	1,800円	3,000円

2　光熱水量の使用が著しい場合は更にその実費を徴収することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日